

議案第10号

匝瑳市医師及び医療等従事者養成奨学資金貸付条例の一部を改正する条例  
の制定について

匝瑳市医師及び医療等従事者養成奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

匝瑳市長 宮内 康幸



匝瑳市医師及び医療等従事者養成奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

匝瑳市医師及び医療等従事者養成奨学資金貸付条例（平成18年匝瑳市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「大学」の次に「医学部」を、「という。）の修了後」の次に「（臨床研修に引き続き一般社団法人日本専門医機構が承認した専門医の養成のための研修（以下「専門研修」という。）を受ける場合は、当該研修の修了後）」を加え、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号ア中「（学校教育法第1条に規定する大学で、同法第87条第2項に規定する医学を履修する課程を有するものをいう。以下同じ。）」を「医学部」に改め、「から大学」の次に「医学部」を加え、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号ア中「（昭和22年法律第26号）」を削り、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次のように加える。

- (1) 大学医学部 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学で、同法第87条第2項に規定する医学を履修する課程を有する学部をいう。

第3条第1項中「大学」の次に「医学部」を加える。

第4条第1項第1号及び同条第2項第1号ア中「大学」の次に「医学部」を加え、同号イを次のように改める。

イ 学校等に在学する者のうち、大学に在学するもの 月額10万円

第4条第2項第1号に次のように加える。

ウ ア及びイ以外の者 月額5万円

第4条第4項及び第10条中「大学」の次に「医学部」を加える。

第11条第1号中「大学」の次に「医学部」を加え、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号中「大学」の次に「医学部」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 専門研修を受けているとき。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の匝瑳市医師及び医療等従事者養成奨学資金貸付条例の規定は、施行日以後に新たに借受者となる者から適用し、施行日前に借受者となった者については、なお従前の例による。

(参考)

兵庫県医師及び医療等従事者養成奨学金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>第1条 略<br/>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>大学医学部</u> <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学で、同法第87条第2項に規定する医学を履修する課程を有する学部をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 学校等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>学校教育法</u> <u>第87条第2項に規定する大学</u>を履修する課程を有する同法第1条に規定する大学</p> <p>イ～ク 略</p> <p>(4) <u>指定期間</u> 次のいずれかに該当する期間をいう。</p> <p>ア <u>大学医学部</u><br/><u>に入学する日の属する月の初日から大学医学部を卒業する日の属する月の末日までの期間(第7条第1項本文に規定する休学等の期間を除く。)(年を単位とし、1年に満たない端数がある場合には、これを1年とする。)</u>の2分の3に相当する期間</p> <p>イ 略</p> <p>(5) <u>指定勤務</u> 次のいずれかに該当する勤務をいう。</p> <p>ア <u>大学医学部</u>を卒業する日の属する年度から<u>大学医学部</u>を卒業する日から起算して2年を経過する日の属する年度までの間に実施される医師法(昭和23年法律第201号)第9条に規定する医師国家試験(以下「国家試験」という。)に合格した後、速やかに医師免許(以下「免許」という。)を取得し、災害、疾病、出産その他のやむを得ない理由(以下「やむを得ない理由」と</p> | <p>第1条 略<br/>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条第2項に規定する医学を履修する課程を有する同法第1条に規定する大学</u></p> <p>イ～ク 略</p> <p>(3) <u>指定期間</u> 次のいずれかに該当する期間をいう。</p> <p>ア <u>大学(学校教育法第1条に規定する大学で、同法第87条第2項に規定する医学を履修する課程を有するものをいう。以下同じ。)</u>に入学する日の属する月の初日から<u>大学</u>を卒業する日の属する月の末日までの期間(第7条第1項本文に規定する休学等の期間を除く。)(年を単位とし、1年に満たない端数がある場合には、これを1年とする。)の2分の3に相当する期間</p> <p>イ 略</p> <p>(4) <u>指定勤務</u> 次のいずれかに該当する勤務をいう。</p> <p>ア <u>大学</u>を卒業する日の属する年度から<u>大学</u>を卒業する日から起算して2年を経過する日の属する年度までの間に実施される医師法(昭和23年法律第201号)第9条に規定する医師国家試験(以下「国家試験」という。)に合格した後、速やかに医師免許(以下「免許」という。)を取得し、災害、疾病、出産その他のやむを得ない理由(以下「やむを得ない理由」と</p> |

いう。) があると認められる期間 (通算して3年間を上限とする。) を除き、同法第16条の2に規定する臨床研修 (以下「臨床研修」という。) の修了後 (臨床研修に引き続き一般社団法人日本専門医機構が承認した専門医の養成のための研修 (以下「専門研修」という。) を受ける場合は、当該研修の修了後)、直ちに、病院において引き続き医師の業務に従事すること。

イ 略

(貸付けの対象等)

第3条 奨学資金の貸付けの対象者は、大学医学部又は学校等に在学する者で指定期間以上の期間、指定勤務しようとする意思を有するものとする。

2・3 略

(貸付金額等)

第4条 奨学資金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 奨学金 (大学医学部又は学校等に在学する者に対し、貸し付けることができる奨学資金をいう。以下同じ。)

(2) 略

2 奨学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる奨学資金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 奨学金

ア 大学医学部に在学する者 月額30万円

イ 学校等に在学するものうち、大学に在学するもの 月額10万円

ウ ア及びイ以外の者 月額5万円

(2) 略

3 略

4 奨学資金は、前条の規定により奨学資金の貸付けの決定を受けた者 (以下「借受人」という。) と管理者との契約により定められた月から当該借受人が大学医学部又は学校等を卒業する日の属する月の末日までの期間について貸し付けるものとする。

第5条～第9条 略

いう。) があると認められる期間 (通算して3年間を上限とする。) を除き、同法第16条の2に規定する臨床研修 (以下「臨床研修」という。) の修了後

\_\_\_\_、直ちに、病院において引き続き医師の業務に従事すること。

イ 略

(貸付けの対象等)

第3条 奨学資金の貸付けの対象者は、大学\_\_\_\_又は学校等に在学する者で指定期間以上の期間、指定勤務しようとする意思を有するものとする。

2・3 略

(貸付金額等)

第4条 奨学資金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 奨学金 (大学\_\_\_\_又は学校等に在学する者に対し、貸し付けることができる奨学資金をいう。以下同じ。)

(2) 略

2 奨学資金の貸付金額は、次の各号に掲げる奨学資金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 奨学金

ア 大学\_\_\_\_に在学する者 月額30万円

イ 学校等に在学する者 月額5万円

(2) 略

3 略

4 奨学資金は、前条の規定により奨学資金の貸付けの決定を受けた者 (以下「借受人」という。) と管理者との契約により定められた月から当該借受人が大学\_\_\_\_又は学校等を卒業する日の属する月の末日までの期間について貸し付けるものとする。

第5条～第9条 略

(返還)

第10条 借受人(大学医学部に在学している及び在学していた借受人に限る。)は、貸付けが終了したとき、又は第7条の規定により貸付けが中止されたときは、当該終了し、又は中止された日の翌日から起算して1月以内に、貸付けを受けた奨学資金の総額に相当する額(以下「奨学資金総額相当額」という。)を返還するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、管理者が別に定めるところにより返還することができる。

2 略

3 借受人(大学医学部に在学している及び在学していた借受人を除く。この項及び次項において同じ。)が、第1号又は第2号に該当したときは奨学資金総額相当額を当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付期間相当期間内に、第3号に該当したときは次項に定める額を管理者が別に定める期間内に月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。

(1) ~ (3) 略

4 略

(返還債務の履行猶予)

第11条 管理者は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者が別に定めるところにより、当該各号に掲げる理由が継続する期間、奨学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の履行を猶予することができる。

(1) 借受人が第6条の規定により契約を解除された後も引き続き大学医学部又は学校等に在学しているとき。

(2) ~ (4) 略

(5) 専門研修を受けているとき。

(6) 大学医学部を卒業する日の属する年度に実施される国家試験に合格しなかった場合において、病院で働く意思を有し、かつ、大学医学部を卒業する日から起算して2年を経過する日の属する年度までの間に実施される国家試験に合格し、免許を取得しようとする意思を有しているとき。

(7) 略

(返還)

第10条 借受人(大学に在学している及び在学していた借受人に限る。)は、貸付けが終了したとき、又は第7条の規定により貸付けが中止されたときは、当該終了し、又は中止された日の翌日から起算して1月以内に、貸付けを受けた奨学資金の総額に相当する額(以下「奨学資金総額相当額」という。)を返還するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、管理者が別に定めるところにより返還することができる。

2 略

3 借受人(大学に在学している及び在学していた借受人を除く。この項及び次項において同じ。)が、第1号又は第2号に該当したときは奨学資金総額相当額を当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付期間相当期間内に、第3号に該当したときは次項に定める額を管理者が別に定める期間内に月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。

(1) ~ (3) 略

4 略

(返還債務の履行猶予)

第11条 管理者は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者が別に定めるところにより、当該各号に掲げる理由が継続する期間、奨学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の履行を猶予することができる。

(1) 借受人が第6条の規定により契約を解除された後も引き続き大学又は学校等に在学しているとき。

(2) ~ (4) 略

(5) 大学を卒業する日の属する年度に実施される国家試験に合格しなかった場合において、病院で働く意思を有し、かつ、大学を卒業する日から起算して2年を経過する日の属する年度までの間に実施される国家試験に合格し、免許を取得しようとする意思を有しているとき。

(6) 略

(8) 略  
以下 略

(7) 略  
以下 略